

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月11日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

町田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年4月町田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する<u>もの</u>に対して期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、失職し、又は死亡した議長、副議長及び議員（当該基準日において前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において<u>同項</u>に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の245</u>を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する<u>者</u>に対して期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、失職し、又は死亡した議長、副議長及び議員（当該基準日において前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において<u>前項</u>に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額<u>に、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の240</u>を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。